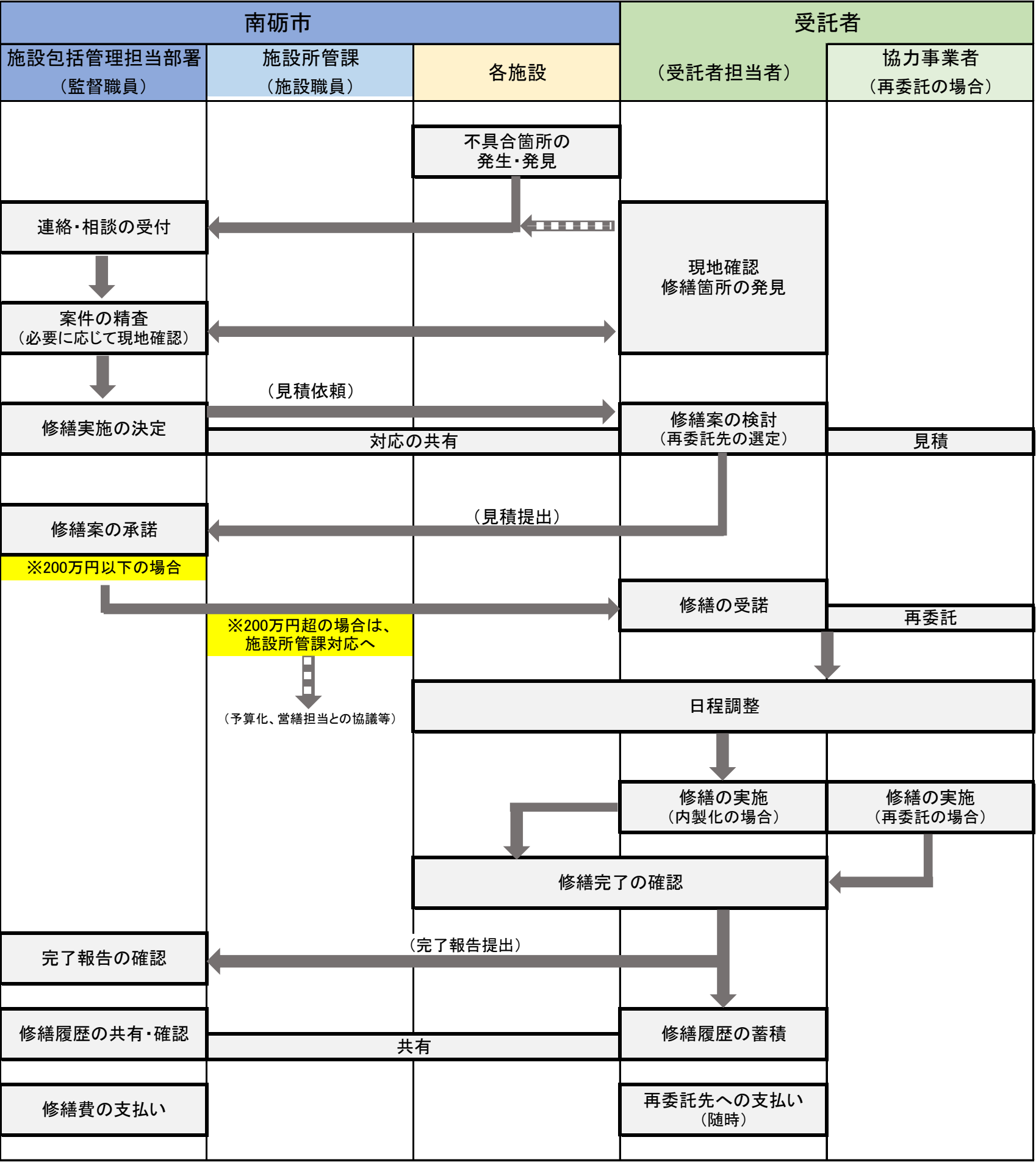
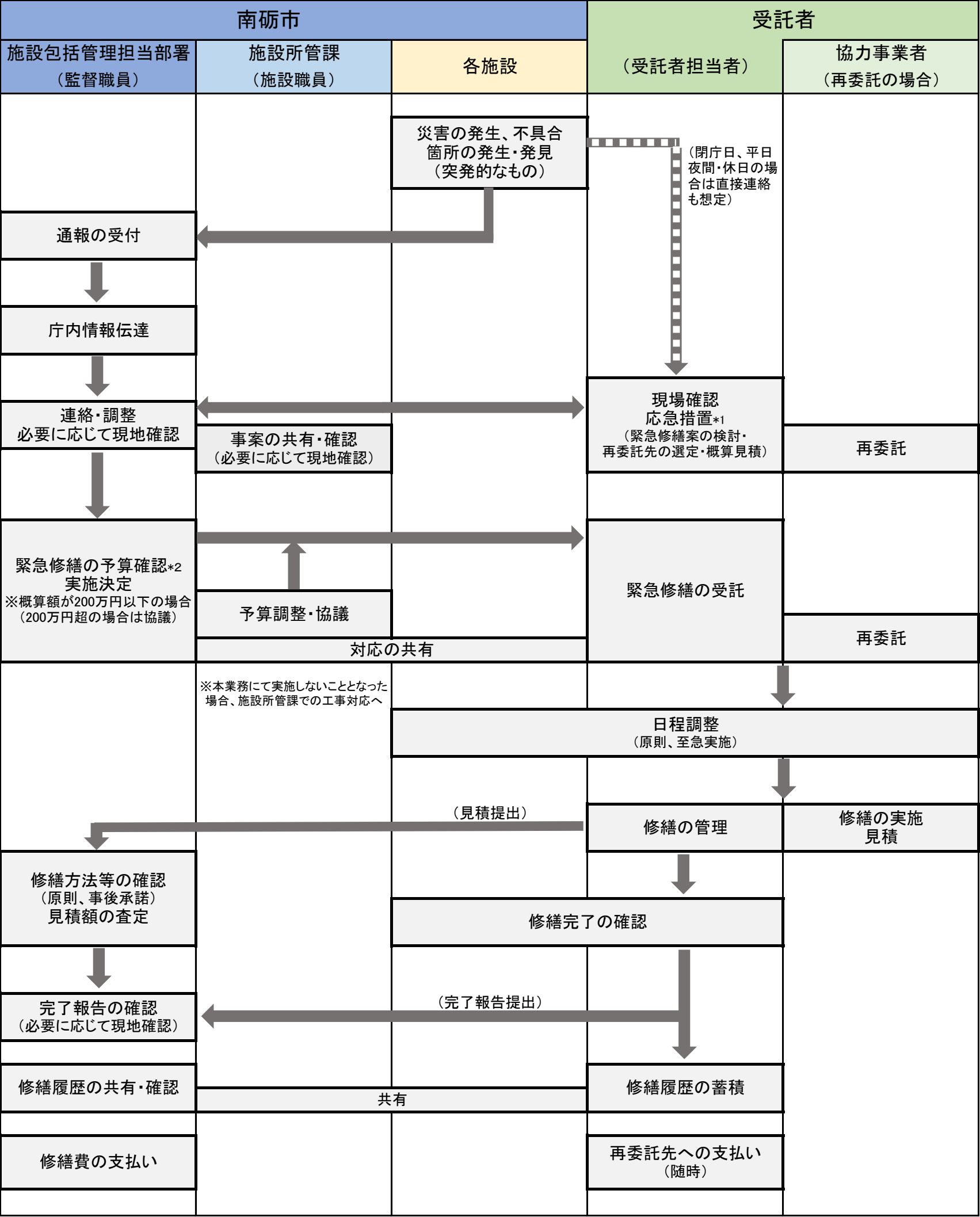




※10万円以下の修繕については、市からの指示を受けることなく実施することができるものとし、修繕が完了した後に施工前及び施工後の写真を市に提出すること。



*1受託者が緊急対応（修繕等）前の応急措置のみを行った場合は、現場での応急措置に掛かった費用を精算対象とすることができる。
*2緊急修繕を行うための予算は、例年以上の想定を超える場合など、補正対応によりことがある（要協議）。

【緊急修繕とは】
災害の発生や突発的な事象による不具合等のため、修繕を要する箇所が生じたことにより、以下のとおり直ちに当該修繕を実施しなければならないと認められる場合のもの。
ア その状態のまま放置することが、人体に被害をもたらすおそれがある場合の施設、設備等の復旧
イ その状態のまま放置することが、当該施設の運営に著しい支障を生じるおそれがある場合の対応で次に掲げるもの
A 突発的な災害、事故等の復旧
B 建物の附帯設備、電気・機械設備等の故障の復旧
C 災害、事故等の未然防止のための応急対応
ウ その他特に緊急に実施することが必要であると認められる修繕